

(別紙)

「京丹後市空家等対策計画（案）」に対する意見とそれに対する市の考え方

項目	意見要旨	考え方
全体として	<p>実施するにあたって、主体的に計画を実施するとはどこなのか。</p> <p>この計画で責任を明確にしておくことが、今後の活動が有効に働くと考えます。</p>	<p>空家等の対策は、「第1 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する基本的な方針 1 基本理念」に示すとおり、空家等の管理を所有者等が自ら適切に行うことを前提に関係機関等と連携し空家等対策に取り組むこととしております。</p> <p>第3から第9までに掲げることは、各事項に示すとおり、主に市が主体となり行っていくものです。</p> <p>具体の部署については、「第8 空家等に関する対策の実施体制に関する事項 2 庁内連携体制」で示すとおり庁内に空家等対策会議を設置し役割分担と担当部署を明確にしていくものです。</p>
第6 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項 4 行政措置 (5) 緊急安全措置の検討	<p>倒壊の危険が高い空家が隣接していて、台風や強い風雨などで不安を感じています。</p> <p>検討ではなく一刻も早い緊急安全措置を実施していただきたい。</p>	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）では、行政措置として緊急安全措置を実施できるような規定がありません。そのため、緊急安全措置を実施するためには、市独自の制度を設ける必要があります。</p> <p>「第9 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項」として、空家法を補完する独自の条例を検討することとしており、計画策定後速やかに条例制定の進めを進めます（条例の事務案は、「京丹後市空家等対策計画（案）」に対する意見募集の実施の資料2に示すとおりです。）。</p>
第4 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項 1 所有者等の責務 (1) 所有者等に求める責務	<p>「自ら利用する見込みがない空家等を、第三者への賃貸、譲渡等により有効に活用するよう努めること。」を所有者等に求めるだけでは有効ではないと思います。</p> <p>「相続放棄」することにより空き家の管理義務や責任を免れると思われていますが、民法第940条の規定により法的には免れることが難しそうです。</p> <p>このことを周知させることが大切だと思います。</p> <p>また、死亡届の届け時に相続財産の管理に関するパンフレットを渡すことも有効だと思います。</p>	<p>市では、法令等による責務に加え、市独自のものとして、空家等の有効活用に努めることを求めることとするものです。法令等による責務等は、主に空家等の所有者等に課せられている責務を記載する趣旨であります。</p> <p>御意見のありました相続放棄について、民法第940条義務を負う「最後に相続を放棄した者」も、空家等の「管理者」に含まれます。しかしながら、相続放棄者による管理行為は限定的なもので、処分行為は含まれておらず、また、民法第940条義務は、あくまで相続人間のものです、第三者一般に対する義務ではないものです。「死亡届の届け時に相続財産の管理に関するパンフレットを渡す」ことについては、計画に基づき具体の施策を講じる段階で検討していくものとしします。</p>